

生駒市条例第 1 号

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 12 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例

生駒市特別会計設置条例（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による自動車駐車場事業特別会計の平成 29 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。